

最高裁秘書第1168号

令和7年4月4日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年3月28日に答申（令和6年度（最情）答申第29号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第28号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年9月30日（令和6年度（最情）諮詢第28号）

答申日：令和7年3月28日（令和6年度（最情）答申第29号）

件名：最高裁判所事務総局の局長及び課長の出身大学を公表することにしている
かどうかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

本日現在、最高裁判所事務総局の局長及び課長の出身大学を公表することに
しているかどうかが分かる文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示
の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は、作成し、又は取
得していないとして不開示とした判断とした判断（以下「原判断」という。）
は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、
最高裁判所事務総長が令和6年7月19日付けで原判断を行ったところ、取扱
要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める
諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改
めて確かめてもらうために苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書を作成する定めはなく、事務処理上作成する必要もないこ
とから、本件開示申出文書は作成していない。念のため、本件開示の申出を受
けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年9月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年2月28日 審議
- ④ 同年3月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を作成する定めはなく、事務処理上作成する必要もないことから、本件開示申出文書は作成していない旨説明しているところ、上記説明に特段不合理な点は認められず、最高裁判所が本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情も特段認められない。
- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕